

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市が補助金等として交付する倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金（以下「助成金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学・高校等 大学、短期大学（専攻科を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校、専門学校（専修学校の専門課程に限る。）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程（高等専修学校）及び特別支援学校高等部をいう。
- (2) 移住就職者 市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に正社員として就職したこと。ただし、試用期間のある場合は試用期間開始から概ね1年以内に正社員として就職したこと。
 - イ 第5条の申請（エにおいて同じ。）の時点での年齢が35歳未満であること。
 - ウ 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して8年以上本市に居住する意思を有すること。
 - エ 大学・高校等を卒業していること。
 - オ 大学・高校等の学生等、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと。
 - カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
 - キ 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと。
 - ク 過去に助成金の交付を受けておらず、又は受けようとした者でないこと。
- (3) 正社員 市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者に直接雇用されている労働者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 労働契約の期間の定めがない者
 - イ 所定労働時間がフルタイムである者である者
- (4) 奨学金 日本学生支援機構、国、地方自治体、大学、民間企業が奨学を目的とする学資金その他市長が認める奨学金をいう。
- (5) 繰上返還等 未返還額の全部又は一部を繰り上げて返還すること、及び割賦金を増額することをいう。

(交付目的)

第3条 助成金の交付は、就労を機に本市に移住した若者の奨学金返還を支援することを目的として行う。

(助成金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる助成対象者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金の額は、別表の第2欄に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）の額に同表の第3

欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

- 3 助成金の助成期間は、市内の事業所等に正社員として就職した日から起算して最大8年間とし、市内の勤務場所で勤務している期間（通算して3年以内の市外転勤の期間を含む。）とする。ただし、引き続き市内に居住しながら事業者都合による通勤圏内の市外勤務地への異動はこの限りではない。
- 4 助成期間内に勤務先を退職等した場合、離職後1年以内に市内の事業所等へ正社員として再就職した場合は、離職中の期間も助成期間に含めることとする。

（交付認定）

第5条 助成金の交付を受けようとする移住就職者は、就職した日又は転入した日のいずれか遅い日から90日以内に、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長にこれを申請し、助成金の交付の対象となる者としての認定（以下「交付認定」という。）を受けなければならない。

- （1）奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- （2）履歴書
- （3）誓約書（様式第2号）
- （4）在職証明書（様式第9号）
- （5）住民票の写し

- 2 市長は、交付認定をしたときは、その旨を奨学金返還支援事業交付認定通知書（様式第3号。以下「交付認定通知書」という。）により、当該交付認定を申請した者に通知するものとする。

（交付認定の要件）

第6条 交付認定は、次の各号の要件をすべて満たす移住就職者に対して行うものとする。

- （1）奨学金を借り入れ、これを返還し、又はその予定である者
- （2）助成期間にわたって継続して市内の事業所等に正社員として勤務する見込みであること。

（交付認定の辞退・取消）

第7条 交付認定を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに奨学金返還支援事業交付認定辞退届（様式第4号）により、市長にその旨を届け出なければならない。

- （1）助成金の交付を辞退しようとするとき。
- （2）前条各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

- 2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、交付認定を取り消し、当該届出を行った者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第12条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消された場合は、直ちに交付認定は取り消されるものとする。

（交付認定内容の変更）

第8条 交付認定を受けた者は、その交付認定の内容に変更があったときは、速やかに市長に奨学金返還支援事業交付認定変更申請書（様式第5号）により申請し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について交付認定の変更を承認したときは、その旨を奨学金返還支援事業交付認定変更承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、交付認定を受けた者は、住所、氏名、電話番号及びメールアドレス

の変更があった場合は、住所等変更申請書（様式第7号）によりその旨を届け出るものとする。

（交付申請等）

第9条 交付認定を受けた者で助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨学金返還支援事業費助成金交付申請書兼請求書（様式第8号。以下「申請書兼請求書」という。）により、次の各号に掲げる書類を添えて、前期分（1月～6月返還分）を申請する場合は毎年8月末日までに、後期分（7月～12月返還分）又は1年分（1月～12月返還分）を申請する場合は毎年2月末日までに市長に提出しなければならない。

（1）初めて申請する者

- ア 在職証明書（様式第9号）
- イ 住民票の写し
- ウ 交付申請対象期間中の返還額が分かる奨学金返還額証明書又はこれに準ずるものの写し
- エ 大学・高校等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し
- オ 交付認定通知書及び交付認定変更承認通知書の写し
- カ 助成金振込先となる通帳（申請者名義）の写し
- キ 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（2）2回目以降（前期分又は1年分）を申請する者

- ア 在職証明書（様式第9号）
- イ 住民票の写し
- ウ 交付申請対象期間中の返還額が分かる奨学金返還額証明書又はこれに準ずるものの写し
- エ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し
- オ 助成金振込先となる通帳（申請者名義）の写し
- カ 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（3）2回目以降（後期分）を申請する者

- ア 交付申請対象期間中の返還額が分かる奨学金返還額証明書又はこれに準ずるものの写し
- イ 未提出の交付認定変更承認通知書の写し
- ウ 助成金振込先となる通帳（申請者名義）の写し
- エ 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は、申請の日から原則30日を経過する日までに当該申請に係る助成金の交付を決定し、及び助成金の額を確定させるものとする。

2 前項の決定及び確定があった場合は、市長は、奨学金返還支援事業費助成金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第10号）により、助成対象者にその旨を通知する。ただし、次条の規定による助成金の速やかな支払が行われる場合その他特にその必要がないと認める場合は、通知をしないことができる。

（助成金の支払）

第11条 市長は、前条第1項の規定による助成金の交付の決定及び額の確定があった場合は、速やかに申請者にその額の助成金を、銀行口座に振込する方法により支払う。

（不当利得の返還等）

第12条 市長は、第10条の規定により助成金の交付の決定を受けた者又は前条の規定により助成金の

支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、及び支払った助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件に違反したとき。

(助成金の交付の権利の譲渡又は担保の禁止)

第13条 助成対象者は、助成金の交付の権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 規則又はこの要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日[等])

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、同年4月1日以後の奨学金の返還に要した経費に係る助成対象経費に適用する。

2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年4月1日から施行の日までの間に就職、又は転入した移住就職者についての同項本文の規定は、「就職した日又は転入した日のいずれか遅い日」とあるのを「この要綱の施行の日」と読み替える。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、各年度の当初において助成金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

4 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた助成金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 助成対象者	2 助成対象経費	3 助成率	
交付認定を受けている移住就職者	奨学金の返還に要した経費（利子、繰上返還等に要した経費、助成期間より前の滞納に対する返還に要した経費、延滞金及び離職期間中に返還に要した経費は除く。） ただし、助成期間中5年度目以降の繰上返還等に要した経費は助成対象経費とする。	無利子奨学金	2分の1
		有利子奨学金	4分の3

4 貸与奨学金

名 称		
区 分	無利子 ・ 有利子	
貸与金額	円/月 (総額 円)	
貸与期間	(和暦) 年 月 ~ (和暦) 年 月	
返 還 金 額 (利子を除 いた額)	総額	円
	未返還額	円 (就職時点) ※1
	<返還方法>	
	月 賦	円/月
	半年賦	円/月
	その他 ()
返 還 期 間	(和暦) 年 月 ~ (和暦) 年 月	
他の助成金 との併用	有 ・ 無	※有りの場合その名称

注) 2つ以上の貸与奨学金を借り入れしている場合は、表を追加して記入すること。

※1 試用期間がある場合は、試用期間が終了した時点での未返還額

5 添付書類

- (1) 奨学金の貸与を証明するもの (日本学生支援機構で貸与を受けた場合はスカラネットの詳細情報ページを印刷したもので可。その他の奨学金は貸出団体へお問い合わせください。)
- (2) 履歴書 (住所、氏名、連絡先、学歴、職歴を記載すること。自己アピールや志望動機、写真は不要)
- (3) 誓約書 (様式第2号)
- (4) 在職証明書 (様式第9号)
- (5) 住民票の写し

誓 約 書

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

（申請者）

住所

氏名（自署）

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金の交付認定申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱（令和5年6月1日付倉吉市経済観光部長決裁。）を理解した上で申請します。なお、認定内容に変更等があった場合は、速やかに市に対し報告を行い、関係書類を提出します。
- 助成金の返還が必要となった場合は、提示された期限内に返還します。
助成金返還となる例
 - ・偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
 - ・助成金の交付の条件に該当しないにもかかわらず助成金の交付を受けていた場合
- 就職を機に倉吉市に転入した日から継続して8年以上勤務を継続する意思があります。
- 就職を機に倉吉市に転入した日から継続して8年以上倉吉市に居住する意思があります。
- 私の世帯は生活保護制度による扶助を受給していません。
- 私の世帯は倉吉市の市税の滞納はありません。また、助成期間中、市税を滞納しません。
- 私は過去にこの助成金の交付を受けていません。
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者のいずれにも該当しません。
- 助成金の交付にあたり私の世帯の市税、住民票等を確認することに同意します。
- 助成金の交付にあたり勤務先に必要事項を確認することに同意します。
- 助成金に関し、倉吉市補助金等交付規則又は倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱の規定による市長の決定又は指示に従わなかったためにその交付を受けられなかった場合は、そのことについて争いません。

様

職氏名

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付認定通知書

年 月 日付で認定申請のあった倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金については、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付認定をしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 助成対象事業

助成金の交付の対象は倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業とし、その内容は認定申請書の記載のとおりとする。

2 就職先市内事業所

住 所

名 称

就職年月日

3 助成対象となる奨学金

名 称

貸与総額（利子除く） 円

未返還額（利子除く） 円

4 助成期間

（和暦） 年 月 日 ～ （和暦） 年 月 日

年 月 日

（宛先）
倉吉市長

（申請者）
住所
氏名

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付認定辞退届

年 月 日付 第 号で通知のあった認定を下記の理由により辞退したいので、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。また、既に支給された助成金がある場合で、返還が必要となった場合は提示された期限内に返還します。

記

1 辞退の理由

（添付書類）

認定通知書の写し

離職し市内事業所に再就職しなかった場合、離職票等（離職年月日の分かる書類）の写し
転出した場合、住民票の写し

年 月 日

（宛先）
倉吉市長

（申請者）
住所
氏名

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付認定変更申請書

年 月 日付 第 号で通知のあった認定について、下記の変更をしたいので、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

※以下は変更のあるところのみ記載してください。

就職先市内事業所（正社員）

住 所	〒
名 称	
代表者名	
電話番号	
就職年月日	(和暦) 年 月 日
そ の 他	

貸与奨学金 注) 2つ以上の貸与奨学金を借り入れしている場合は、表を追加して記入すること。

名 称	
区 分	無利子 ・ 有利子
貸与金額	円/月 (総額 円)
貸与期間	(和暦) 年 月 ~ (和暦) 年 月
返 還 金 額 (利子を除いた額)	総額 円 未返還額 円 (認定申請時点) <返還方法> 月 賦 円/月 半年賦 円/月 その他 ()
返 還 期 間	(和暦) 年 月 ~ (和暦) 年 月

(添付書類) 認定通知書の写し、変更の内容を証明するもの

様

職氏名

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業交付認定変更承認通知書

年 月 日付けの認定変更申請については、年 月 日付 第 号で通知した交付認定に係る倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業について、次のとおり変更することを承認したので、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 助成対象事業

助成金の交付の対象は倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業とし、その内容は認定申請書及び認定変更申請書の記載のとおりとする。

2 就職先市内事業所

住 所

名 称

3 助成対象となる奨学金

名 称

貸与総額（利子除く） 円

未返還額（利子除く） 円

4 助成期間

（和暦） 年 月 日 ～ （和暦） 年 月 日

（宛先）

倉吉市長

（申請者）

住所

氏名

住所等変更申請書

（倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金申請関係）

次のとおり変更したいので倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

記

※変更する項目のみ記載してください。

項 目	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
電 話 番 号		
メー ル ア ド レ ス		

(宛先)

倉吉市長

申請者 住所

氏名

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付申請書兼請求書

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金の交付を受けたいので、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第9条の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。

なお、年 月 日に誓約した内容に相違はありません。

記

1 申請（請求）額（①×助成率 / ） 円（1円未満端数切り捨て）

<月別返還額（利子除く）内訳>

（和暦） 年（助成 年目） 前期分・後期分・1年分（どれかに○をしてください）

月返還分	円	月返還分	円
月返還分	円	月返還分	円
月返還分	円	月返還分	円
月返還分	円	月返還分	円
月返還分	円	月返還分	円
月返還分	円	月返還分	円
合 計		円 ①	

※助成期間中5年目以降は繰上返還等に要した経費も対象とする。

2 振込先口座（申請者名義）

金融機関・支店名	1. 銀行 2. 信金 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

3 必要書類

<input type="checkbox"/> (1) 在職証明書（様式第9号）	<input type="checkbox"/> (5) 交付認定通知書及び交付認定変更承認通知書の写し
<input type="checkbox"/> (2) 住民票の写し	<input type="checkbox"/> (6) 振込通帳（申請者名義）の写し
<input type="checkbox"/> (3) 交付申請対象期間中の返還額が分かるものの写し（奨学金返還額証明書、入金一覧表等）	
<input type="checkbox"/> (4) 大学・高校等卒業証明書又はこれに準ずるものの写し	

在 籍 証 明 書

ふりがな 氏 名	
生年月日	(和暦) 年 月 日
現住所	〒
正社員として 就職した年月日	(和暦) 年 月 日 <small>※正社員とは、労働契約の期間の定めがなく、かつ所定労働時間がフルタイムである者をいう。</small>
試用期間 <small>※ない場合は記入不要</small>	(和暦) 年 月 日～(和暦) 年 月 日
所属部署 (勤務場所)	<部署・支店名など> (勤務場所 (住所))
市外在職期間 及び 部署・支店名 (該当がある場合 のみ)	①期間： 年 月 日から 年 月 日まで 部署・支店名 () ②期間： 年 月 日から 年 月 日まで 部署・支店名 () ③期間： 年 月 日から 年 月 日まで 部署・支店名 ()

上記の者は当社の正社員であることを証明します。

年 月 日

【事業所】

所在地
名称
代表者職・氏名

(印)

【記入担当者】

所属部署
役職・氏名
電話番号

年 月 日

様

職氏名

倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金については、倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 助成対象事業

助成金の交付の対象は倉吉市移住就職者奨学金返還支援事業費助成金交付事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。

2 交付決定額等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付申請額 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |

3 助成金の額の確定 交付決定額のとおり

4 助成金の支払日 年 月 日